

【別紙】

フィリピン向けにいちごを生産する施設等において必要な食品衛生 管理措置について

1 主な食品衛生要件

フィリピン向けにいちごの輸出を希望する事業者は、以下に沿って必要な対応を行うこと。

- (1) フィリピン向けにいちごを生産する施設では、以下に沿った衛生管理を実施すること。

ア 生産施設において選果梱包作業まで行い輸出する場合は、GAP を取得する又は「農林水産省国際水準 GAP ガイドライン」（令和4年3月8日付け3農産第3417号農林水産省農産局長通知）に沿った衛生管理を実施すること。

イ 共同選果施設等において選果梱包作業を行い輸出する場合、当該施設はHACCP を取得する又は HACCP に沿った衛生管理を実施すること。

- (2) フィリピン向けに輸出するいちごの生産に使用した農薬は、別記様式を用いて記録すること。

- (3) フィリピン向けに輸出するいちごは、フィリピン国内の法令で定める基準（特に、残留農薬基準と微生物基準）を満たす必要があること（別添「フィリピン向けいちごの輸出に関する補足事項」参照）。

- (4) 輸出者は、フィリピン向けにいちごを初めて輸出する前に、フィリピン当局宛てにア及びイを電子メールにて提出すること（別添参照）。

ア 別記様式により作成した農薬使用履歴

イ いちごの微生物（大腸菌及びサルモネラ菌）検査及びいちごの生産に使用した農薬に係る残留検査の結果

- (5) (4) イの検査については、以下の方法により実施すること。

ア 検査機関は、以下の①～③のいずれかであること。

① 都道府県又は市区町村の検査機関

② 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第31条に基づく登録検査機関

③ ISO/IEC17025 の認定を取得している検査機関

イ 検査方法については、フィリピン国内の法令において規定されたものであること（別添参照）。

ウ 検体とするいちごは、輸出しようとするいちごと同一場所で生産されているものを使用すること。なお、収穫前のいちごを検体としてもよい。

- (6) (4) イの検査結果がフィリピン国内の基準を満たしていない場合、以下に沿って対応すること。

ア 大腸菌の基準のみを満たしていない場合、生産施設において Code of Hygienic Practice for Fresh Fruits and Vegetables (CXC 53-2003) に沿った改善措置を実施すること。

イ 残留農薬基準又は、サルモネラ菌の基準を満たしていない場合、フィリピンへの輸出は認められないため、改善措置を実施のうえ、再度検査を実施すること。

2 要件不履行時の対応

- (1) 食品衛生要件の不履行が連続して発生した場合、輸出者は問題のあった施設に由来するいちごの輸出を停止すること。

なお、輸出者がフィリピン当局の求める是正措置を満たすまで輸出は停止される。

- (2) 輸出者の半数以上で連続した食品衛生要件の不履行が発生した場合、フィリピン当局は農林水産省に通知し、日本からのいちごの輸入を停止する。加えて、日本の食品安全規制システムに対してフィリピンの検査官による査察が実施されるため、産地は必要に応じて査察を受け入れること。

なお、査察により十分な再発防止策が講じられたと判断された場合に輸出は再開される。

- (3) 当該査察の経費の一部を輸出者又は産地が負担すること。

3 定期査察の実施

- (1) フィリピンの検査官により4年に1度の頻度で、日本の食品安全規制システムがフィリピン国内の法令に基づき正常に機能しているかを確認するために、査察が実施される見込みであり、産地は必要に応じて当該査察を受け入れること。

- (2) 当該査察の経費の一部を輸出者又は産地が負担すること。

(別添) フィリピン向けいちごの輸出に関する補足事項

1 フィリピン担当部局の情報

(1) 担当部局

フィリピン共和国農業省植物産業局植物製品安全サービス部門
(Plant Product Safety Services Division, Bureau of Plant Industry,
Department of Agriculture, Philippines)

(2) 連絡先

「fsrat.bpipssd@gmail.com」 及び 「ppssdbpi@gmail.com」

2 フィリピン国内における基準 (令和6年12月時点)

(注: 以下の情報は、調査時点での情報を掲載したものである。生産・輸出の際には、事業者はフィリピン国内における最新の規則を確認するほか、他の関係規則についても事前に確認すること。)

(1) 微生物

検査対象	サンプリングプラン		基準		検査方法
	n	C	m	M	
<i>Escherichia coli</i> (大腸菌)	5	2	10 ² cfu/g	10 ³ cfu/g	ISO 16649-1 ISO 16649-2
<i>Salmonella</i> spp. (サルモネラ菌)	5	0	Not detected in 25g		ISO 6579-1

(出典) #5 for *E. coli* and #14 for *Salmonella* spp. in Table 2 of paragraph 5.1 of PNS/BAFS 372:2023 'Primary and Postharvest Food and Feed - Product Standard - Microbiological Criteria')

(補足) 大腸菌は5つの検体のうち、mを超えM以下の検体が2つ以下である場合は検査合格、Mを超える検体が1個でもあれば検査不合格と読む。サルモネラ菌は、5つの検体のうち1検体でも検出されれば、検査不合格と読む。

(2) 重金属

鉛: 0.10 mg/kg 以下

(3) 残留農薬

フィリピン国内の残留農薬基準値及び使用禁止の農薬リストは以下を参照されたい。

- 農林水産省「諸外国における残留農薬基準値に関する情報」

URL: https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

- フィリピン当局「フィリピン国内での使用禁止農薬リスト」

URL: <https://fpa.da.gov.ph/resources/reports/list-of-banned-and-restricted-pesticides/>

(別記様式)

PESTICIDE MANAGEMENT MANUAL

Exporter: _____

Address: _____

Crop: _____ Variety: _____

Date of Application	Procedure (Growth Stage)	Chemical Used	Active Ingredient (AI)	Applied Dosage	Target Pest/Diseases	Responsible Person

Name of Grower
(Signature over printed name)

Farm Manager/Supervisor
(Signature over printed name)